

行政監査の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定により実施した平成 24 年度行政監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により次のとおり公表します。

平成 25 年 7 月 30 日

高岡市監査委員 高田 照久

高岡市監査委員 山岸 武

高岡市監査委員 盤若 進二

- 1 監査結果の公表年月日 平成 25 年 3 月 25 日 (平成 24 年度監査公表第 12 号)
- 2 監査のテーマ 公用車の管理運用状況について
- 3 監査対象部局 経営企画部、総務部、産業振興部、生活環境部、福祉保健部、建設部、都市整備部、福岡総合行政センター、市民病院、水道局、教育委員会
※ただし、用途が特定の目的に限定される消防車、救急車等消防本部所管の車両は除く。
- 4 措置通知があった年月日 平成 25 年 6 月 28 日

5 監査の結果に基づき講じた措置

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>【経営企画部】</p> <p>1 広告収入について</p> <p>公用車は業務遂行のため、市内一円を走行することとなり、広告・宣伝の観点からみると大きな効果が期待できる媒体である。</p> <p>高岡市行財政改革市民懇話会での提言を踏まえ、公有財産の有効活用の面からも公用車への広告掲載については更に調査・研究を進められ、実施に向けて積極的に取り組まれない。</p>	<p>平成 24 年度高岡市行財政改革市民懇話会の提言を踏まえ、費用対効果も勘案しながら、引き続き、実施の可能性について調査・研究を進めてまいりたい。</p>
<p>【総務部】</p> <p>2 安全管理について</p> <p>安全運転管理者及び副安全運転管理者には各種講習会等に今後も継続して受講し、安全管理のより一層の専門的知識の習得とその責務の十分な認識を持っていただきたい。</p> <p>また、所属長による運転免許証の所持確認についても継続的な措置を図られたい。</p>	<p>安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法等に基づく年1回の法定講習を通じて、交通安全に関する意識の向上と専門的知識の習得を継続的に図りながら、各職場において職員への指導に当たっているところである。</p> <p>今後も各種講習等への継続的な参加により、一層の知識習得を図るとともに、引き続き、各職場の交通安全の推進に当たり中心的な役割を果たしていくよう指導してまいりたい。</p> <p>また、職員が保有する運転免許証の所持確認については、年1回、所属長による現物確認を行っていることに加え、消防救急部門や廃棄物収集部門といった自動車の運転を日常業務としている職場においては、月1回の確認を行っているところである。</p> <p>今後も、運転免許証の所持確認を継続的かつ効果的に実施し、法令遵守の徹底と職員の交通安全意識の向上に努めてまいりたい。</p>
<p>3 事故対策の取組みについて（人事課）</p> <p>公用車を運転する際には、職員の事故防止に対する心構えと注意が重要であることから、事故対策の取組みとして、新規採用職員を含め、「公用車安全運転研修会」等の開催を実施されたい。</p>	<p>公用車の運転時に限らず、交通事故を未然に防ぐためには、安全運転の重要性を理解する学習の機会を設けることが大切である。平成 25 年度においては、運転経験の浅い新規採用職員をはじめとして、安全衛生管理や公用車を管理する部門の職員を受講対象とした「交通安全講習」を9月初旬に計画している。講習内容については、高岡警察署の協力も得て実施する予定である。</p> <p>今後は、新規採用職員の研修科目に取り入れて実施することを検討してまいりたい。</p>
<p>4 事故対策の取組みについて（管財用地課）</p> <p>引き続きアルコールチェッカーによる呼気検査の励行を実施されたい。</p>	<p>今後も引き続き、アルコールチェッカーによる飲酒の検査をはじめ、安全運転を心掛けるよう声かけ等を行ってまいりたい。</p>

<p>5 公用車の効率的な運用について</p> <p>集中管理用自動車については、庁内 LAN による職員ポータル機能を活用し、公用車の運行状況の把握や使用予約が行われ、効率的な運用が図られているが、各部署が管理運用している公用車については、この機能は利用されていない。各部署で所管している公用車のうち、空き時間に他の部署の利用が可能な車については、その空車状況を職員ポータルに掲載することなどにより、更に効率的な運用が図られるよう検討されたい。</p>	<p>一般貸出車両の利用申込が多い場合には、車両を所管している各部署に問い合わせ運用しているが、更に効率の良い運用方法を関係部署と協議してまいりたい。</p>
<p>【福祉保健部】</p> <p>6 定期点検整備について</p> <p>定期点検整備は、自動車の不具合による交通事故防止の上からも必要不可欠であるが、未実施の車両もあったことから、その必要性を十分認識し車両の整備に努めていただきたい。</p>	<p>車両の点検については、運行前に運転者が、十分点検し安全を確認してまいりたい。また、不備があった場合は、速やかに修理し車両の整備に努めてまいりたい。</p>
<p>【建設部】</p> <p>7 定期点検整備について</p> <p>定期点検整備は、自動車の不具合による交通事故防止の上からも必要不可欠であるが、未実施の車両もあったことから、その必要性を十分認識し車両の整備に努めていただきたい。</p>	<p>適正な時期に点検整備を実施し、車の安全性を確保するよう是正してまいりたい。</p>
<p>【水道局】</p> <p>8 規程の整備について</p> <p>水道局では「高岡市水道局安全運転管理者サービス規程」の中で安全運転管理者が明確に定められていないため、本規程の見直しを検討されたい。</p>	<p>「高岡市水道局安全運転管理者サービス規程」を廃止し、新たに「高岡市水道局自動車管理規程」を制定したところである。 (施行日：平成 25 年 4 月 1 日)</p>
<p>9 定期点検整備について</p> <p>定期点検整備は、自動車の不具合による交通事故防止の上からも必要不可欠であるが、未実施の車両もあったことから、その必要性を十分認識し車両の整備に努めていただきたい。</p>	<p>委託業者と庁用車車検委託契約を結び車両の定期点検整備を実施しているが、今後も交通事故防止の重要性から車両整備に努めてまいりたい。</p>
<p>10 事故対策の取組みについて</p> <p>公用車を運転する際には、職員の事故防止に対する心構えと注意が重要であることから、事故対策の取組みとして、新規採用職員を含め、「公用車安全運転研修会」等の開催を望むとともに、引き続きアルコールチェッカーによる呼気検査の励行を実施されたい。</p>	<p>高岡市交通安全協会主催のヤングドライバー講習への参加や交通安全への喚起を促すことにより事故防止に努めている。今後は、安全運転講習を開催するなど、引き続き事故防止に努めたい。 なお、アルコールチェッカーによる呼気検査についても引き続き実施してまいりたい。</p>

<p>11 事故処理について</p> <p>万一、事故が起こった場合には迅速な対応が必要であることから、市長部局においては事故処理マニュアルに基づき適正な処置がとられているところであるが、水道局においては事故処理に係る手順書が整備されていないことから、事故処理マニュアル等を作成されたい。</p>	<p>事故処理マニュアルを作成した中、今後も適正な事故処理を行ってまいりたい。</p>
<p>【総務部】、【水道局】</p> <p>12 法令違反行為について</p> <p>公用車運転中の法令違反行為については、現在、所属長へ速やかに報告し、指示を仰ぐこととされているが、引き続き適切に実施されたい。</p>	<p>【総務部】</p> <p>公用車運転中の法令違反行為については、その危険性はもとより、公務員の信用失墜や警察の取り調べに伴う公務の中断といった問題を伴うことから、あつてはならないものであるが、万一、そのような違反行為を行った場合は、速やかに所属長に報告しなければならないものとして、定期的に職員への周知を図っている。加えて、日頃の安全運転意識の欠如が公務中の交通事故や法令違反行為につながることから、公務外の運転であっても、常に公務員としての自覚を持ちながら、交通法規を遵守し、安全運転に努めるよう周知徹底を図っているところであり、今後も継続して実施してまいりたい。</p> <p>【水道局】</p> <p>公用車運転中の法令違反行為については、今後も所属長に速やかに報告することとし、引き続き適切に実施してまいりたい。</p>
<p>13 日常点検整備について</p> <p>日常点検整備は、安全運転を行う上で重要な役割を占めるものであることから、安全性を確保する実効性のある運転前点検に努められるとともに車外、車内清掃にも心がけていただきたい。</p>	<p>【総務部】</p> <p>毎朝の点検時において、車外及び車内清掃を行っており今後も引き続き行っていきたい。</p> <p>また、公用車を使用した職員に対しても清掃等に努めるように指導してまいりたい。</p> <p>【水道局】</p> <p>運転前点検を職員に徹底するとともに、車外、車内清掃に心がけ、安全運転に努めてまいりたい。</p>
<p>14 公用車の更新について</p> <p>公用車の平均使用年数は10年を超えており、中には経年により老朽化が進んでいる車両も見受けられる。事故等を未然に防止し、安全に業務を遂行するためにも車両の状態を十分に検証し、長期的な整備計画、計画的な車両更新を望むものである。</p> <p>更新時には維持管理経費の削減を図るため、用途上、車種が限定される場合を除き、軽乗用車への移行に努められたい。</p> <p>また、庁用車の新規購入や更新時だけでなく、保有後においても、買取とするリース契約とするかについては、費用対効果等を十分に検証し、保有形態について検討されたい。</p>	<p>【総務部】</p> <p>使用状況等を考慮して、軽乗用車及び軽貨物車への移行を図っていくこととし、他の部署にも軽自動車への移行を促してまいりたい。また、公用車の保有形態についても費用対効果や全庁的な需要について検証し、今後、検討してまいりたい。</p> <p>【水道局】</p> <p>公用車の更新については経過年数等による計画的な更新を行うとともに、定期点検等において車両の状態を十分に検証し更新してまいりたい。また、軽自動車への移行については、業務における使用用途を勘案のうえ、検討してまいりたい。リース契約車(簡易水道事業)1台については、経費等を考慮し、今後、買取車への移行を検討してまいりたい。</p>

<p>15 環境対策について</p> <p>次世代自動車については、全国的に普及が加速しており、本市においては本庁内に急速充電設備を設置済みであり、公用車の次世代自動車の普及促進に努められたい。</p>	<p>【総務部】 車の用途に適した次世代自動車を、計画的に導入してまいりたい。</p> <p>【水道局】 今後の車両更新の際には、エコカーの導入についても積極的に検討してまいりたい。</p>
<p>【総務部】、【生活環境部】、【福祉保健部】、【建設部】、【都市整備部】、【福岡総合行政センター】 【教育委員会】</p> <p>16 運転日報について</p> <p>高岡市庁用自動車管理規程第9条では運転者はその記録を自動車運転日報に記載し、その翌日に庁用自動車の管理者に報告しなければならないと規定されている。</p> <p>運転日報の記録について調査を行ったが、一部に記載漏れや押印漏れなどが見受けられたため、運転日報の適正な管理に努められたい。</p>	<p>高岡市庁用自動車管理規程第 9 条に基づく運行の報告は重要なものであることから、庁用自動車を運転する際は、自動車運転日報の記載・管理に努めてまいりたい。</p>